

2025年12月9日改定

# 三菱UFJカード ビジネスメンバーズ会員特約

## 第1条(カードの名称)

本カードは、官公庁、企業、団体(以下「法人等」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)が三菱UFJカード ビジネスメンバーズの取扱いに関し、合意または契約を締結し発行するもので、カード名称は「三菱UFJカード ビジネスメンバーズ」と称します。

## 第2条(会員)

法人等が選定する役職員で当社が定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)および本特約の内容を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が入会を承認した本人会員または家族会員を「三菱UFJカード ビジネスメンバーズ」会員(以下「会員」といいます。)とします。

## 第3条(カードの年会費)

本人会員の年会費は永年無料とし、家族会員は1名につき1,100円(税込)とします。

## 第4条(カードローンの融資利率)

本カードのカードローンの融資利率は、会員規約の定めにかかわらず、以下のとおりとします。

融資利率(実質年率)	14.95%~17.10% (1年を365日とする日割計算)
------------	-----------------------------------

## 第5条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

- 会員が法人等を退職した場合。
- 法人等と当社とのカード取扱いに関し合意または契約が解除された場合。

## 第6条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

## 第7条(適用除外)

会員規約中のVisaブランド以外の国際ブランドに関する規定は適用されないものとします。